



# 第2次相模原市 市民協働推進基本計画

令和2年度～令和9年度

概要版



相模原市

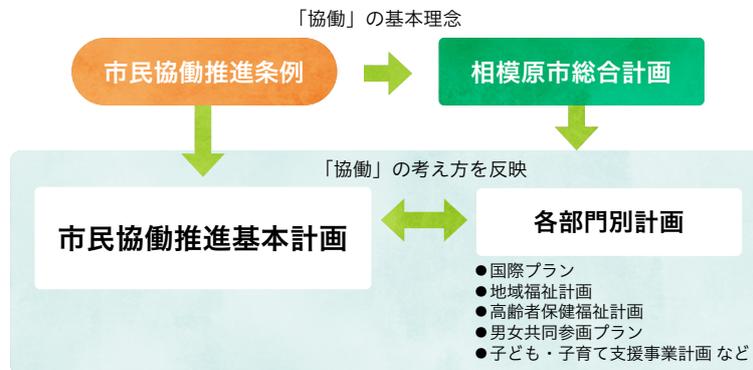
# I 計画の目的と取組の基本的な方向

## 1 計画の目的

相模原市市民協働推進条例（平成24年相模原市条例第6号。以下「条例」という。）の目的である「皆で担う地域社会の実現」を目指し、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

## 2 計画の位置付け

第2次相模原市市民協働推進基本計画（以下「本計画」という。）は、条例第8条の規定に基づく計画です。また、「相模原市総合計画」の部門別計画に位置付けられており、協働に関する施策を推進するための方向性や取組を明らかにするもので、分野ごとに策定される他の部門別計画とも関連しています。



## 3 計画の期間

相模原市総合計画と合わせ、令和2年度から令和9年度までの8年間とします。

## 4 「協働」とは

条例で定める「協働」をより分かりやすく説明すると次のとおりです。

多様な主体が、目的を共有してお互いの役割や責任を理解し、その特性や強みを生かしながら、対等の立場で協力して、地域社会の課題を解決するなど、皆が暮らしやすいまちを実現するために、共に考え、活動すること。

## 5 協働の基本原則

立場の異なる多様な主体が連携し、共通の目的を実現するためには、それぞれがこの5つの基本原則を十分に理解することが大切です。

相互理解

目的共有

役割合意と協力

自立

透明性の確保

## 6 協働の取組により期待される主な効果

### (1) 市民サービスの向上

多様な主体が協働することで、それぞれの特性や得意分野を生かし、相互に補完し合うことにより相乗効果生まれ、市民ニーズへのきめ細かい、迅速な対応につながることを期待されます。

### (2) 市民主体のまちづくりの推進

多様な主体の視点が具体的にまちづくりに反映されるほか、まちづくりを担う主体間のネットワークが広がることで幅広い事業が展開されるなど、市民主体のまちづくりにつながることが期待されます。

### (3) 持続可能な都市経営

行政は市民感覚を意識することになり、コスト面や効率性の観点から改善が期待されます。また、協働に当たり各主体と役割分担を行うため、行政が担うべき公共サービスの範囲が明確になり、限られた人材や財源をより効果的に活用することで持続可能な都市経営につながることを期待されます。

## 7 協働により効果が期待される事業（協働に適した事業）

- (1) 多くの市民の参加や協力を求める事業
- (2) 個々の状況に応じたきめ細かく柔軟な対応が求められる事業
- (3) 地域の実情を踏まえて実施する事業
- (4) 各主体が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業
- (5) 特定分野において専門性が求められる事業



## 8 目指す姿

「皆で担う地域社会」として目指す姿は、次のとおりです。

### 【皆で担う地域社会のイメージ】

「一人ひとりが地域の課題を自分事として考え、活動し、協力して取り組むことができる社会」

こんな「ヒト」が増えてい  
るとイナ

- ▶地域や社会における課題や問題に関心を持っている市民
- ▶地域活動や市民活動に参加する市民 など

こんな「コト」「モノ」が  
できているとイナ

- ▶まちづくりや協働に関する情報が集まり、多様な媒体で提供され、誰でも知ることができる。
- ▶多様な主体が定期的に活動できる場所がある。
- ▶地域活動や市民活動を始めたり、継続するための担い手づくりや財政的な支援の体制が整っている。 など

こんな「つながり」が  
続いているとイナ

- ▶多様な主体が積極的に結びつく仕組みがあり、お互いを高め合うことでより良いものを生み出している。
- ▶多様な主体が地域の課題を発見・共有し、話し合い、一緒に解決している。

こんな「まち」にな  
っているとイナ

- ▶地域の特色を生かしたまちづくりが進み、地域の魅力が向上している。
- ▶地域活動や市民活動を通じて、やりがいを感じ、地域への愛着が増している。

## 9 取組の方向

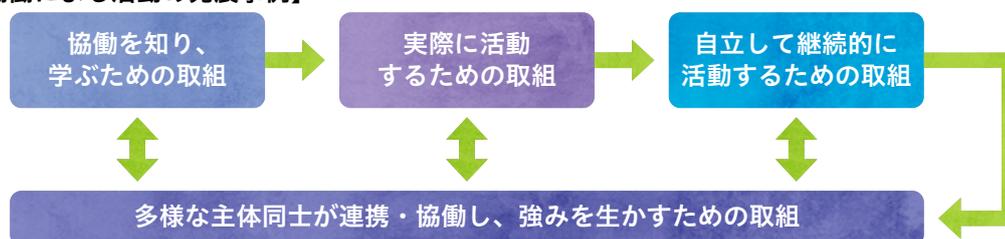
「皆で担う地域社会」を実現するため、市民及び市がそれぞれの役割を果たしながら取組を進めていく必要があります。

取組の方向として、協働による活動の発展事例を段階別（4分類）に整理すると、スタート段階として、「（1）協働の概要を知り、知識等を学び、理解を深める」、その上で、できることから「（2）実際に活動してみる」、さらには「（3）人材が集まったり、資金を自前で調達するなど、活動が自立・継続する」、そして、最終的に「（4）多様な主体同士が連携・協働することで、強みを生かし、活動が活発化する」というイメージです。

### 【基本的な役割】

《市民の役割（期待すること）》自らがまちづくりの主体であることを認識し、活動すること。  
《市の役割》協働を推進するとともに、そのための環境を整備すること。

### 【協働による活動の発展事例】



## 10 持続可能な開発目標（SDGs※）と本計画との関係

「協働」に関連するゴールは1から17までの全てですが、本計画において特に目指すゴールは、「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」です。



※SDGs：Sustainable Development Goals

2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。  
持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールで構成されています。

## Ⅱ 課題のまとめ

本市を取り巻く社会情勢、協働に関する意識調査等の結果、協働の主体となる団体等の状況などを踏まえ、条例第7条の基本施策ごとに課題を整理すると次のとおりです。

### 1 協働に関する情報の収集及び発信

情報発信に当たっては、情報の受け手となる世代の特性を踏まえ、情報が広く届くように工夫するとともに、情報の受け手の興味を喚起するよう、メッセージ性のある内容の発信に努める必要があります。

また、日頃の様々な活動の中には、知らぬ間に協働の取組をしている場合があるため、その「気づき」を促す活動事例等の情報発信も必要です。

### 2 協働に関する学習機会の提供

協働を推進するために必要なファシリテーション能力やコミュニケーション能力等、専門的な知識について学べる環境も必要となります。

そして、これらを学んだ担い手が成果を発揮する場を用意するなど、各種活動を展開する上での効果的な仕組みを構築していく必要があります。

### 3 協働により実施する事業への財政的支援

公共的な課題の解決や、地域を活性化するための活動を活発にするためには、活動の初期や発展期を財政的に支えるだけでなく、団体が自立して活動を継続できる仕組みも重要です。

### 4 活動を推進する拠点となる場の提供

地域活動や市民活動を行うためには、定期的集まって打合せや作業をする場所が必要であるとともに、関連する情報がその場に集積されたり、専門的なアドバイザーがいることで、更なる活動の活性化が期待できます。

また、地域活動や市民活動をしていない人や、それらの活動に興味のない人の参加を促すきっかけ作りも大切です。

### 5 協働により実施する事業を提案できる機会の提供

多様な主体が他の団体と交流する機会を提供するほか、協働の取組を進める仕組みである協働事業提案制度の活用が更に進むよう周知を図るとともに、運用方法の見直しを適宜行い、効果的な制度となるよう検証する必要があります。

### 6 地域の特色を生かした協働のまちづくり

多様な主体の参画を促すとともに、各区に設置された区民会議や22地区に設けられたまちづくり会議の持つ役割や機能を最大限に生かす必要があります。

また、地域活動の中心的な役割を担う自治会の活動を振り返り、中長期的な視点で自治会運営への支援の在り方等を検討する必要があります。

## Ⅲ 協働を推進するための取組

本計画では、情報の発信とともに協働の担い手の輩出を重要課題と捉え、「活動に参加する者」及び「協働による活動をけん引する者」の増加につながる取組を積極的に進めます。

#### 計画の目標と成果指標

##### 【目標（目指す姿）】

「一人ひとりが地域の課題を自分事として考え、活動し、協力して取り組むことができる社会」

目標の達成度は、相模原市総合計画の成果指標を活用し、次の3つとするほか、各基本施策において個別に成果指標を設定し、検証します。

#### 【成果指標】

No.	指標	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
1	地域活動・市民活動に参加している市民の割合	50.7% (令和元年)	54.7%	58.7%
2	市が多様な主体と協働により取り組んでいる事業などの数	183件	216件	244件
3	市内のNPO法人数	279団体	304団体	324団体

## 基本施策1 協働に関する情報の収集及び発信

地域活動団体、市民活動団体、大学、企業等のまちづくりに関する情報を収集・発信し、協働のまちづくりに必要な情報を得ることができるように取り組みます。

- 【主な取組】
- 地域活動に関する情報の収集・発信
  - 市民活動に関する情報の収集・発信
  - **新規** 連携した活動を促進するための情報の収集・発信  
⇒(仮称) 協働ニュースの発信、表彰制度の創設など



### 【成果指標】

No.	指 標	基準値	中間目標	最終目標
1	さがみはら地域ポータルサイトへの年間アクセス(ページビュー)数	480,458件	740,000件	1,000,000件
2	(仮称) 協働ニュースの年間発信回数	—	2回以上	2回以上

## 基本施策2 協働に関する学習機会の提供

地域活動や市民活動への参加方法を知り、活動に結びつけ、更に活動をけん引する担い手づくりを進めます。

- 【主な取組】
- **重点** さがみはら地域づくり大学事業の充実  
⇒コーディネーターズサークル登録者へのスキルアップ機会の提供など
  - **新規** 市民のスキルを生かす仕組みづくりの検討  
⇒ビジネススキルを生かした団体運営の支援など
  - **新規** 協働に関する取組を推進するための意識の向上  
⇒庁内における(仮称)協働推進担当職員の配置など
  - 地域活動及び市民活動に関する講座等の充実

### 【成果指標】

No.	指 標	基準値	中間目標	最終目標
1	さがみはら地域づくり大学の年間コース受講者数	12人	20人	24人
2	市職員の協働に対する認知度	67%	80%	90%
3	さがみはら市民活動サポートセンター講座の年間延べ受講者数	120人	160人	200人

## 基本施策3 協働により実施する事業への財政的支援

寄附や補助金等により地域課題や社会的課題に取り組む団体の活動を支える意識を醸成するとともに、活動の創造や発展を財政的に支援し、自立した活動へつなげます。

- 【主な取組】
- 団体の活動を支える寄附文化の醸成
  - 市民・行政協働運営型市民ファンドの運営
  - **重点** 地域活性化事業交付金制度の効果的な運用 ⇒事業評価の手法の検討など
  - 自治会活動への支援
  - 街美化アダプト制度の推進

### 【成果指標】

No.	指 標	基準値	中間目標	最終目標
1	指定NPO法人への年間平均寄附件数(1法人当たり)	11件	20件	30件
2	市民・行政協働運営型市民ファンドによる年間助成事業数	21件	16件以上	16件以上
3	街美化アダプト制度の年間実施箇所数	709箇所	700箇所以上	700箇所以上

## 基本施策4 協働を推進する拠点となる場の提供

地域活動団体や市民活動団体が自主的に活動する場や、多様な主体が有機的に連携する拠点を整備し、更なる活動の活性化につなげます。

- 【主な取組】
- さがみはら市民活動サポートセンターの充実
  - ユニコムプラザさがみはらの活性化
  - 自治会集会所の整備促進
  - **新規** 新たな協働が生まれる場・仕組み等の検討  
⇒ 誰でも自由に集まれる場等（フリースポット）の創出など



さがみはら市民活動サポートセンター

### 【成果指標】

No.	指 標	基準値	中間目標	最終目標
1	さがみはら市民活動サポートセンター年間相談件数	316件	350件	400件
2	ユニコムプラザさがみはらによる大学への年間橋渡し件数	26件	28件	30件

## 基本施策5 協働により実施する事業を提案できる機会の提供

個人、地域活動団体、市民活動団体、大学、企業、市等の主体が協働できる機会を提供し、お互いの活動の発展や、地域の活性化につなげます。

- 【主な取組】
- **重点** 協働事業提案制度の効果的な運用  
⇒ 評価における市民意見の聴取・反映方法の検討など
  - 協働推進拠点間の連携及び団体間の交流機会の創出

### 【成果指標】

No.	指 標	基準値	中間目標	最終目標
1	協働事業提案制度の年間事前相談件数	6件	10件	10件以上
2	団体間の交流機会の年間開催回数	9回	12回	15回

## 基本施策6 地域の特徴を生かした協働のまちづくり

個人、地域活動団体、市民活動団体、大学、企業等の主体が課題を共有し、課題解決や地域の魅力づくりに取り組みます。

- 【主な取組】
- 区の特徴を生かしたまちづくりの推進
  - まちづくり区域の特徴を生かしたまちづくりの推進
  - **新規** 自治会運営への支援の在り方等の検討  
⇒ 自治会の意義や役割の整理等、中長期的な視点での自治会運営への支援の在り方の検討など

### 【成果指標】

No.	指 標	基準値	中間目標	最終目標	
1	住んでいる地域に愛着を感じている市民の割合	緑 区	78.6% (令和元年)	81.8%	85.0%
		中央区	79.4% (令和元年)	82.2%	85.0%
		南 区	80.9% (令和元年)	82.9%	85.0%

## Ⅳ 計画の推進に向けて

### 1 推進体制

- 学識経験者、関係団体代表者及び公募市民で構成する「相模原市市民協働推進審議会」に意見を求めます。
- 市の庁内組織「市民協働推進会議」にて、横断的な総合調整を行います。

### 2 実効性の確保

#### 【令和2年度から令和8年度まで】

- 毎年度、基本施策ごとの成果指標に基づき評価
- 評価結果及び進捗状況等を市民に情報提供
- ※ 令和5年度までの状況を踏まえ、必要に応じた成果指標等の見直し

#### 【令和8年度から令和9年度まで】

- 令和8年度に本計画期間全体の評価
- 社会情勢の変化やまちづくりに関わる市民及び市の状況に応じた見直し

本計画期間(8年間)								次期計画	
R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実行									
毎年度、進捗状況等の管理									
				見直し		評価			
						改定		実行	

### 第2次相模原市市民協働推進基本計画

発行 令和2年3月

編集 相模原市 市民局 市民協働推進課  
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
電話 042(769)9225 FAX 042(754)7990